

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原告 Ambika Budha Singh

被告 国ほか1名

準備書面 (6)

令和2年10月23日

東京地方裁判所民事第4部合議B係 御中

被告国指定代理人

山 本

剛 

佐 伯

剛 

被告国は、本準備書面において、2020年8月5日付け原告第6準備書面（以下「原告第6準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で認否反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに定義するもののほか、従前の例による。

## 第1 原告第6準備書面第1における原告の主張に対する反論

### 1 原告の主張

原告は、国賠法6条について、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）2条1及び3、7条並びに26条違反であるとともに、日本国憲法（以下「憲法」という。）17条、14条1項及び98条2項に反し無効であるなどと主張する（原告第6準備書面・1ないし4ページ）。

### 2 被告国の反論

#### (1) 憲法違反であるとする原告の主張に理由がないこと

##### ア 憲法17条違反であるとする原告の主張に理由がないこと

憲法17条は、文言上「何人も」と規定しているが、その場合であっても、必ずしも無条件に外国人にもその権利を保障したものと解さなければならぬ理由はなく、憲法第三章に規定する基本的人権が外国人に保障されるか否かは、個々の人権の性質に着目して、個別に判断されるべきである。そして、同条が、「法律に定めるところにより」と規定していることからすれば、法律によって外国人について特別の定めを設けることは可能であり、国賠法6条の趣旨が、我が国の国民に保護を与えない国の国民に対し、我が国が積極的に保護を与える必要はないという衡平の観念に基づくものであることからすれば、同条が国家賠償請求について相互主義を採用していることは、憲法17条に反するものとはいえない。

##### イ 憲法14条1項及び98条2項違反であるとする原告の主張に理由がないこと

憲法14条1項の趣旨は、特段の事情の認められない限り、外国人に対

しても類推されるべきものと解するのが相当であるが（最高裁判所昭和39年11月18日大法廷判決・刑集18巻9号579ページ）、同条は、不合理な差別的取扱いを禁止しているのであって、合理的な理由に基づく区別が同条に違反しないことは明らかである。そして、現在の世界が国家という単位を法的、経済的、社会的体制の基礎に置いている以上、外国人は全ての権利、自由について、我が国の国民と同等に取り扱われるものではないのであって、外国人の国家賠償請求について、上記の趣旨から我が国の国民と異なる取扱いがされたとしても、合理的な理由に基づく区別として、同条に違反せず、憲法98条2項にも反しないというべきである。

## (2) 自由権規約違反であるとする原告の主張に理由がないこと

我が国は、憲法の秩序の下において自由権規約を批准したものであって、法の下での平等ないし差別を禁止した自由権規約2条1及び26条の規定の文言は、いずれも憲法14条1項の規定よりも具体的かつ詳細ではあるものの、自由権規約の上記各規定は、飽くまで合理的な理由のない差別を禁止する趣旨であり、合理的な理由に基づくあらゆる処遇の差別を禁止するものではない。したがって、これらの規定は、結局、憲法14条1項と同趣旨の規定であるといえることができる。

そして、国賠法6条が憲法14条に反しないことは、前記(1)イで述べたとおりであるから、国賠法6条の規定は自由権規約2条1及び26条に違反しない。

また、国賠法6条が前提とする相互主義は、公権力の違法な行使に基づく損害の賠償制度の国際的な普遍化を促進する効果を有する点で、自由権規約2条3の要求を実質的に満たすことになるのであって、国賠法6条の規定は自由権規約2条3に違反しない。

さらに、外国人の国家賠償請求について相互の保証を条件とすることは、拷問等を禁止した自由権規約7条と関連性を有さないというべきである。

### (3) 小括

以上のとおり、国賠法6条が、自由権規約2条1及び3、7条並びに26条違反であるとともに、憲法17条、14条1項及び98条2項に違反する旨の原告の主張に理由はない。

## 第2 原告第6準備書面第2及び第3に対する認否等

全体として争う。

ネパールには相互保証があると認められないことについては、被告国準備書面(4)で主張したとおりである。

## 第3 原告第6準備書面第4に対する認否等

### 1 第1段落及び第2段落

原告の主張の整理及び相被告東京都に対する主張であり認否の限りでない。

### 2 第3段落

否認ないし争う。

亡アルジュンが検察官室に入室してから病院に搬送されるまでの経緯については、被告国準備書面(1)第3(5及び6ページ)で述べたとおりである。

本件において、検取事務官の対応に国賠法上の違法が認められないことについては、被告国準備書面(1)(6ないし8ページ)及び同準備書面(2)で主張したとおりである。

以 上